

令和元年第4回

# 瑞浪市議会定例会議案資料

令和元年8月28日



## 目 次

議第 4 7 号	瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定 について……………	1
議第 4 8 号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条 例の制定について……………	2
議第 4 9 号	瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	1 4
議第 5 0 号	瑞浪市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 5
議第 5 1 号	瑞浪市保育の必要性の認定に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について……………	1 8
議第 5 2 号	瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 1
議第 5 3 号	瑞浪市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について…	2 2
議第 5 4 号	瑞浪市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について…	2 3
議第 5 5 号	瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について……………	2 4
議第 5 6 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 5
議第 5 7 号	東濃農業共済事務組合規約の変更について……………	2 7
議第 5 9 号	東濃農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について……………	2 8
議第 6 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて…	2 9
議第 6 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて…	3 0
議第 6 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて…	3 1
議第 6 5 号	瑞浪市教育長の任命につき同意を求めることについて……………	3 2
議第 6 6 号	瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて…	3 3
議第 6 7 号	令和元年度瑞浪市一般会計補正予算（第 2 号）	} 別冊
議第 6 8 号	令和元年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議第 6 9 号	令和元年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	
議第 7 0 号	令和元年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 1 号）	
議第 7 1 号	令和元年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	} 別冊
認第 1 号	平成 3 0 年度瑞浪市一般会計決算の認定について	
認第 2 号	平成 3 0 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定につ いて	

認第3号	平成30年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	} 別冊
認第4号	平成30年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について	
認第5号	平成30年度瑞浪市介護サービス事業特別会計決算の認定について	
認第6号	平成30年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について	
認第7号	平成30年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について	
認第8号	平成30年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について	

## 議第47号 瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

### 【制定趣旨】

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の公布により、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度を導入するため、当該会計年度任用職員制度の円滑な運用に必要な基本的事項について定める。

### 【制定内容】

第1条（目的）、第2条（会計年度任用職員の給与）、第3条（フルタイム会計年度任用職員の給料）、第4条（フルタイム会計年度任用職員の職務の級）、第5条（フルタイム会計年度任用職員の号給）、第6条（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）、第7条（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）、第8条（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）、第9条（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）、第10条（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）、第11条（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）、第12条（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）、第13条（フルタイム会計年度任用職員の退職手当）、第14条（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）、第15条（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）、第16条（パートタイム会計年度任用職員の報酬）、第17条（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）、第18条（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）、第19条（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）、第20条（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）、第21条（パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬）、第22条（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）、第23条（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）、第24条（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）、第25条（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）、第26条（外国語指導助手の報酬）、第27条（パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償）、第28条（パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償）、第29条（単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与）、第30条（休職者の給与）、第31条（委任）、附則

### 【施行日】

本条例の施行日は、令和2年4月1日とする。

議第48号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

【制定趣旨】

会計年度任用職員制度を令和2年4月1日より導入することに伴い、本市における関係条例の整理等を行う。

【改正内容】

会計年度任用職員制度導入に伴い、関係条例の整理等を行うための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和2年4月1日とする。ただし、第9条中瑞浪市職員の給与に関する条例第18条、第18条の2及び第19条の改正規定並びに第10条中瑞浪市職員の旅費に関する条例第3条、第21条及び第21条の7の4の改正規定の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p><b>○瑞浪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第1条）</b></p> <p>第1条～第2条（略） （報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（12）（略）</p> <p>第4条～第8条（略）</p>	<p>第1条～第2条（略） （報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（12）（略）</p> <p>第4条～第8条（略）</p>
<p><b>○瑞浪市職員の分限に関する条例の一部改正（第2条）</b></p> <p>第1条～第2条（略） （休職の効果）</p> <p>第3条（略） 2～3（略）</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p>第4条～第6条（略）</p>	<p>第1条～第2条（略） （休職の効果）</p> <p>第3条（略） 2～3（略）</p> <p>第4条～第6条（略）</p>
<p><b>○瑞浪市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正（第3条）</b></p> <p>第1条～第3条（略） （減給の効果）</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間給料及びこれに対する地域手当の合計額（<u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員</u>にあつては、報酬（瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）第16条に規定する報</p>	<p>第1条～第3条（略） （減給の効果）</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間給料及びこれに対する<u>勤務地手当の合計額</u></p>

酬をいう。)の額)の10分の1以下を減ずるものとする。

第5条～第6条(略)

○瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部改正(第4条)

第1条(略)

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(2)(略)

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2(略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合

の10分の1以下を減ずるものとする。

第5条～第6条(略)

第1条(略)

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(2)(略)

第2条の2(略)

非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到



達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

（1） 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

（2） 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の5 （略）

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

（1）～（6） （略）

（7） 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

（8） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第4条～第6条 （略）

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の3 （略）

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

（1）～（6） （略）

第4条～第6条 （略）

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

<p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>
<p>第8条 (略)</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p>	<p>第8条 (略)</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p>
<p>第9条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市の規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>第9条 育児休業をした職員_____が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市の規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>
<p>第10条～第17条 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>	<p>第10条～第17条 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>
<p>第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる</p>	<p>第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、<u>育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務</u>をしている職員とする。</p>
<p>_____職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u></p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</u></p> <p>ア <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>(部分休業の承認)</p>	<p>_____の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>第19条 部分休業の承認は、正規の勤務時間_____の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>
<p>第19条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（<u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）</u>）にあつては、<u>当該非常勤職員について定められた勤務時間</u>）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>	<p>第19条 部分休業の承認は、正規の勤務時間_____の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>
<p>2 勤務時間条例第14条の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（<u>非常勤職員を除く。</u>）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間</p>	<p>2 勤務時間条例第14条の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員_____に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間</p>

の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第20条～第22条（略）

#### ○瑞浪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正（第5条）

第1条～第2条の2（略）

（実施機関）

第3条（略）

2 実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

第4条～第12条（略）

第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

（1）～（6）（略）

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

（遺族補償一時金）

第14条（略）

2 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号のいずれかに

の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第20条～第22条（略）

第1条～第2条の2（略）

（実施機関）

第3条（略）

2 実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務上のものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見をきかななければならない。

第4条～第12条（略）

第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

（1）～（6）（略）

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

（遺族補償一時金）

第14条（略）

2 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の一に

該当する者とする。

(1)～(4) (略)

3～4 (略)

第14条の2～第24条 (略)

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される瑞浪市職員の処遇等に関する条例の一部改正 (第6条)

第1条 (略)

(職員の派遣)

第2条 (略)

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(2) (略)

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(市の規則で定める職員を除く。)

(4) (略)

(5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

第3条～第8条 (略)

○瑞浪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正 (第7条)

第1条 (略)

(職員の派遣)

第2条 (略)

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(2) (略)

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(市の規則で定める職員を除く。)

(4)～(5) (略)

3 (略)

第3条～第8条 (略)

○瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 (第8条)

本則 (略)

別表(第2条・第4条関係)

区分	報酬	費用弁償
(略)	(略)	(略)
(略)	執務1日に	大学教授・准の旅費に関する条例(
学校給食	つき	教授、弁護
センター		士、医師等高
		昭和29年条

該当する者とする。

(1)～(4) (略)

3～4 (略)

第14条の2～第24条 (略)

第1条 (略)

(職員の派遣)

第2条 (略)

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(2) (略)

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(市の規則で定める職員を除く。)

(4) (略)

(5) 地方公務員法第28条第2項各号の一に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号の一に掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

第3条～第8条 (略)

第1条 (略)

(職員の派遣)

第2条 (略)

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(2) (略)

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(市の規則で定める職員を除く。)

(4)～(5) (略)

3 (略)

第3条～第8条 (略)

本則 (略)

別表(第2条・第4条関係)

区分	報酬	費用弁償
(略)	(略)	(略)
(略)	執務1日に	大学教授・准の旅費に関する条例(
学校給食	つき	教授、弁護
センター		士、医師等高
		昭和29年条

運営委員	度な知識を有	例第19号)
会委員	する学識経験	に規定する
	者の委員	額
	8,000円	
	その他の委員	
	5,000円	
その他の	規則で定め	次の各号に掲
非常勤の	る期間につ	げる場合に応
特別職職	き	じ、当該各号
員		に掲げる額を
		超えない範囲
		内において規
		則で定める額
		(1) 日
		額で定め
		る場合
		15,000円
		(2) 月
		額で定め
		る場合
		70,000円
		(3) 年
		額で定め
		る場合
		240,000円

運営委員	度な知識を有	例第19号)
会委員	する学識経験	に規定する
	者の委員	額
	8,000円	
	その他の委員	
	5,000円	
地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職		
にある者については、規則に定める。		

○瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正（第9条）

第1条～第17条の2（略）  
（期末手当）

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日（次条及び第18条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し

\_\_\_\_\_、又は死亡した職員（第21条第6項の規定の適用を受ける職員及び市の規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～3（略）

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し\_\_\_\_\_、又は死亡した職員にあっては、退職し\_\_\_\_\_、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

第1条～第17条の2（略）  
（期末手当）

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日（次条及び第18条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法

第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第21条第6項の規定の適用を受ける職員及び市の規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～3（略）

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料\_\_\_\_\_及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 (略)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)～(4) (略)

第18条の3 (略)

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し

又は死亡した職員(市の規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5(特定管理職員にあつては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4～5 (略)

第19条の2～第20条 (略)

(非常勤職員の給与)

第20条の2 この条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員の給与は、別に条例で定める。

5 (略)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3)～(4) (略)

第18条の3 (略)

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して

同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(市の規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5(特定管理職員にあつては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4～5 (略)

第19条の2～第20条 (略)

(非常勤職員の給与)

第20条の2 常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)につ

(休職者の給与)

第21条 (略)

2～5 (略)

6 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第18条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し

\_\_\_\_、又は死亡したときは、同項の規定により市の規則で定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市の規則で定める職員については、この限りでない。

7 (略)

第22条～第26条 (略)

### ○瑞浪市職員の旅費に関する条例の一部改正(第10条)

第1条 (略)

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第11号)、瑞浪市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号)の適用を受ける者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に規定する者をいう。

(2) \_\_\_\_\_ 任命権者 地方公務員法 \_\_\_\_\_ 第6条第1項に規定する者及び同法同条第2項の規定により任命権の一部が委任されている者をいう。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

2 (略)

(旅費の支給)

第3条 (略)

2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1)～(7) (略)

3 職員、その配偶者が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条

いては、任命権者は、常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給するものとする。

(休職者の給与)

第21条 (略)

2～5 (略)

6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第18条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により市の規則で定める日に、当該各項の

\_\_\_\_\_ 例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市の規則で定める職員については、この限りでない。

7 (略)

第22条～第26条 (略)

第1条 (略)

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第11号)及び瑞浪市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号)の適用を受ける者

をいう。

(1の2) 任命権者 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第6条第1項に規定する者及び同法同条第2項の規定により任命権の一部が委任されている者をいう。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

2 (略)

(旅費の支給)

第3条 (略)

2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1)～(7) (略)

3 職員、その配偶者が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条

各号 若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。

4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む\_\_\_\_\_。）が、その出発前に次条第3項の規定により出張命令又は前項の規定による旅行依頼（以下「出張命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市の規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関の事故により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市の規則で定める金額を旅費として支給することができる。

第4条～第17条の2 (略)

(日額旅費)

第18条 第6条の2第7項の規定により日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとし、その額、支給条件及び支給方法は、市の規則で定める。

(1)～(2) (略)

第19条～第20条 (略)

(遺族の旅費)

第21条 (略)

2 (略)

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第9号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

4 (略)

第21条の2～第21条の7の3 (略)

(扶養親族移転料)

第21条の7の4 扶養親族移転料は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

第21条の8～第24条 (略)

第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。

4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に第4条第3項の規定により出張命令又は前項の規定による旅行依頼（以下「出張命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市の規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_が、旅行中交通機関の事故により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市の規則で定める金額を旅費として支給することができる。

第4条～第17条の2 (略)

(日額旅費)

第18条 第6条の2第8項の規定により日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとし、その額、支給条件及び支給方法は、市の規則で定める。

(1)～(2) (略)

第19条～第20条 (略)

(遺族の旅費)

第21条 (略)

2 (略)

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

4 (略)

第21条の2～第21条の7の3 (略)

(扶養親族移転料)

第21条の7の4 扶養親族移転料は、次の各号の\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_該当する場合に支給する。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

第21条の8～第24条 (略)



<p>○瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する 条例の一部改正（第11条）</p> <p>第1条～第14条（略） （給与の減額）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 職員が<u>部分休業（当該職員が、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため又は大学その他の教育施設における修学のため勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）</u>、瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）第16条に規定する介護休暇又は同条例第16条の2に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>第16条（略） （育児休業の承認を受けた職員の給与）</p> <p>第16条の2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</u> <u>（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）</u></p> <p>第16条の3 <u>地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</u> <u>（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）</u></p> <p>第16条の4 <u>地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p> <p>第17条～第19条（略）</p>	<p>第1条～第14条（略） （給与の減額）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 職員が<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に規定する部分休業</u> <u>_____</u>、瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）第16条に規定する介護休暇又は同条例第16条の2に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>第16条（略） （育児休業の承認を受けた職員の給与）</p> <p>第16条の2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u> <u>_____</u>第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</p> <p>第17条～第19条（略）</p>
---	--

議第49号 瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

職員の通勤手当について、一般職の国家公務員の支給基準に合わせることで民間準拠を図る。

【改正内容】

通勤手当における支給基準について、自動車等の使用距離及び当該使用距離に応じた手当額を、一般職の国家公務員に準拠するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和2年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧																																																																						
第1条～第10条の2 (略) (通勤手当) 第11条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 <u>自動車等の使用距離</u> (以下この号において「 <u>使用距離</u> 」という。) に応じ、支給単位期間につき次の表に定める額 (再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市の規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市の規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) とする。	第1条～第10条の2 (略) (通勤手当) 第11条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 <u>自動車等の使用距離</u> _____ に応じ、支給単位期間につき次の表に定める額 (再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市の規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市の規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) とする。																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">片道の使用距離 以上未満</th> <th style="text-align: center;">手当額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">km</th> <th style="text-align: center;">円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">～5</td><td style="text-align: center;">2,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5～10</td><td style="text-align: center;">4,200</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">10～15</td><td style="text-align: center;">7,100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">15～20</td><td style="text-align: center;">10,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">20～25</td><td style="text-align: center;">12,900</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">25～30</td><td style="text-align: center;">15,800</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">30～35</td><td style="text-align: center;">18,700</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">35～40</td><td style="text-align: center;">21,600</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">40～45</td><td style="text-align: center;">24,400</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">45～50</td><td style="text-align: center;">26,200</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">50～55</td><td style="text-align: center;">28,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">55～60</td><td style="text-align: center;">29,800</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">60～</td><td style="text-align: center;">31,600</td></tr> </tbody> </table>	片道の使用距離 以上未満	手当額	km	円	～5	2,000	5～10	4,200	10～15	7,100	15～20	10,000	20～25	12,900	25～30	15,800	30～35	18,700	35～40	21,600	40～45	24,400	45～50	26,200	50～55	28,000	55～60	29,800	60～	31,600	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">片道の通勤距離 以上未満</th> <th style="text-align: center;">手当額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">km</th> <th style="text-align: center;">円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">～3</td><td style="text-align: center;">3,800</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3～4</td><td style="text-align: center;">4,600</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4～5</td><td style="text-align: center;">5,400</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5～6</td><td style="text-align: center;">6,200</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6～7</td><td style="text-align: center;">7,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7～8</td><td style="text-align: center;">7,800</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8～9</td><td style="text-align: center;">8,600</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9～10</td><td style="text-align: center;">9,400</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">10～12</td><td style="text-align: center;">10,500</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">12～14</td><td style="text-align: center;">11,500</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">14～16</td><td style="text-align: center;">12,500</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">16～18</td><td style="text-align: center;">13,500</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">18～20</td><td style="text-align: center;">14,500</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">20～23</td><td style="text-align: center;">15,500</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">23～26</td><td style="text-align: center;">16,500</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">26～29</td><td style="text-align: center;">17,500</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">29～32</td><td style="text-align: center;">18,500</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">32～</td><td style="text-align: center;">19,500</td></tr> </tbody> </table>	片道の通勤距離 以上未満	手当額	km	円	～3	3,800	3～4	4,600	4～5	5,400	5～6	6,200	6～7	7,000	7～8	7,800	8～9	8,600	9～10	9,400	10～12	10,500	12～14	11,500	14～16	12,500	16～18	13,500	18～20	14,500	20～23	15,500	23～26	16,500	26～29	17,500	29～32	18,500	32～	19,500
片道の使用距離 以上未満	手当額																																																																						
km	円																																																																						
～5	2,000																																																																						
5～10	4,200																																																																						
10～15	7,100																																																																						
15～20	10,000																																																																						
20～25	12,900																																																																						
25～30	15,800																																																																						
30～35	18,700																																																																						
35～40	21,600																																																																						
40～45	24,400																																																																						
45～50	26,200																																																																						
50～55	28,000																																																																						
55～60	29,800																																																																						
60～	31,600																																																																						
片道の通勤距離 以上未満	手当額																																																																						
km	円																																																																						
～3	3,800																																																																						
3～4	4,600																																																																						
4～5	5,400																																																																						
5～6	6,200																																																																						
6～7	7,000																																																																						
7～8	7,800																																																																						
8～9	8,600																																																																						
9～10	9,400																																																																						
10～12	10,500																																																																						
12～14	11,500																																																																						
14～16	12,500																																																																						
16～18	13,500																																																																						
18～20	14,500																																																																						
20～23	15,500																																																																						
23～26	16,500																																																																						
26～29	17,500																																																																						
29～32	18,500																																																																						
32～	19,500																																																																						
(3) (略) 3～8 (略) 第11条の2～第26条 (略)	(3) (略) 3～8 (略) 第11条の2～第26条 (略)																																																																						



<p><u>いる場合にあつては氏名及び当該通称)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p>	<p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 男女の別</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p>
<p>2 <u>市長は、統合管理する限り、印影と印影以外の事項とを別葉の印鑑登録原票に登録することができるものとする。この場合において、印影以外の事項を登録した印鑑登録原票については磁気ディスクをもって調製することができるものとする。</u></p>	
<p>第7条～第10条 (略) (印鑑登録証明書)</p>	<p>第7条～第10条 (略) (印鑑登録証明書)</p>
<p>第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し<u>(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。))により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。次項において同じ。)</u>について市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p><u>(1) 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記</u></p>	<p>第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____について</p> <p>市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p><u>(1) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 男女の別</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>第12条～第13条 (略) (印鑑登録の抹消)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第12条～第13条 (略) (印鑑登録の抹消)</p>
<p>第14条 市長は、印鑑の登録を受けている者が次に掲げるもののうちいずれかに該当する場合には当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>氏名、氏(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)</u>若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更により登録を受けている印鑑が第5条第2項第1号に該当することとなつたとき。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>第14条 市長は、印鑑の登録を受けている者が次に掲げるもののうちいずれかに該当する場合には当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 氏名、氏_____</p> <p>_____若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更により登録を受けている印鑑が第5条第2項第1号に該当することとなつたとき。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>

2 (略)  
第15条～第18条 (略)

2 (略)  
第15条～第18条 (略)

議第51号 瑞浪市保育の必要性の認定に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、子育てのための施設等利用給付における必要性の認定の基準等を定める。

【改正内容】

子育てのための施設等利用給付における必要性の認定の基準等を定めるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和元年10月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p><b>○瑞浪市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正（第1条）</b> （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条及び第30条の5の規定による認定（以下「保育の必要性の認定」という。）に関し、必要な基準を定めるものとする。</p> <p>第2条 （略） （保育の必要性の事由）</p> <p>第3条 <u>保育の必要性の認定は、小学校就学前子どもの保護者のいずれかが、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に行うものとする。</u></p> <p>（1） （略） （2） 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第1条の5第2号から第10号までに掲げる事由に該当すること。</p> <p>第4条 （略） （優先利用の事由）</p> <p>第5条 <u>小学校就学前子どもが特定教育・保育施設を優先的に利用できるのは、当該小学校就学前子どもが次の各号のいずれかの事由に該当する場合とする。</u></p> <p>（1）～（9） （略）</p> <p>第6条 （略）</p> <p><b>○瑞浪市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正（第2条）</b></p> <p>第1条 （略） （利用者負担額）</p> <p>第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する<u>教育・保育給付認定保護者の属する世帯</u>の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条_____の規定による認定（以下「保育の必要性の認定」という。）に関し、必要な基準を定めるものとする。</p> <p>第2条 （略） （保育の必要性の事由）</p> <p>第3条 <u>小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれかが次に掲げる事由のいずれかに該当するものを法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「保育を必要とする子ども」という。）とする。</u></p> <p>（1） （略） （2） 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第1条_____第2号から第10号までに掲げる事由に該当すること。</p> <p>第4条 （略） （優先利用の事由）</p> <p>第5条 <u>保育を必要とする子どもが、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、優先的に保育を行うものとする。</u></p> <p>（1）～（9） （略）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>第1条 （略） （利用者負担額）</p> <p>第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する<u>支給認定保護者</u>_____の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を</p>

限度として、規則で定める。

2 (略)

第3条～第4条 (略)

附則

1 (略)

(法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額の経過措置)

2 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

○瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正(第3条)

本則 (略)

別表第1 (略)

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)
14 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護(外国人)関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの 生活保護(外国人)関係情報であって規則で定めるもの

限度として、規則で定める。

2 (略)

第3条～第4条 (略)

附則

1 (略)

(法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額の経過措置)

2 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する支給認定保護者\_\_\_\_\_の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

本則 (略)

別表第1 (略)

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)
14 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護(外国人)関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付_____	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの 生活保護(外国人)関係情報であって規則で定めるもの

		もの			もの
16 市長	瑞浪市福祉医療費 助成に関する条例 による乳幼児等に 対する医療費の助 成に関する事務で あって規則で定め るもの	医療保険給付関係 情報であって規則 で定めるもの (略)	16 市長	瑞浪市福祉医療費 助成に関する条例 による乳幼児等に 対する医療費の助 成に関する事務で あって規則で定め るもの	医療保険給付関係 情報であって規則 で定めるもの (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



議第52号 瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に指定都市を加えるもの。

【改正内容】

放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に指定都市を加えるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第9条（略） （職員）	第1条～第9条（略） （職員）
第10条（略）	第10条（略）
2（略）	2（略）
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長</u> が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事_____
（1）～（10）（略）	_____が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（10）（略）
4～5（略）	4～5（略）
第11条～第22条（略）	第11条～第22条（略）

議第53号 瑞浪市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律226号）の改正により、消費税及び地方消費税の課税対象である道路占用料について、消費税等相当割合を引き上げる。

【改正内容】

道路占用料に乗じる割合を100分の110とするための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和元年10月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条（略） （占用料の額）	第1条（略） （占用料の額）
第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表に定めるところにより算定した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。	第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表に定めるところにより算定した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
2～5（略）	2～5（略）
第3条～第8条（略）	第3条～第8条（略）

議第54号 瑞浪市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成31年政令第154号）の公布により、条文の整備を行う。

【改正内容】

条ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和元年10月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第29条（略） （給水装置の基準等違反に対する措置） 第30条 管理者は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号） <u>第6条</u> に定める基準に適合していないと認めるときは、使用者等に対し、期限を付してその撤去又は改修等の措置を命ずることができる。	第1条～第29条（略） （給水装置の基準等違反に対する措置） 第30条 管理者は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号） <u>第5条</u> に定める基準に適合していないと認めるときは、使用者等に対し、期限を付してその撤去又は改修等の措置を命ずることができる。
第31条～第37条（略）	第31条～第37条（略）

議第55号 瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の公布に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

欠格条項に関する関係条文を整備するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第3条（略） （欠格条項）	第1条～第3条（略） （欠格条項）
第4条 次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する者は、団員となることができない。  （1） <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者 <u>又は</u> その執行を受けることがなくなるまでの者 （2） 第6条の規定により <u>懲戒免職</u> の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 （3） （略） （分限）	第4条 次の各号の <u>一に</u> 該当する者は、団員となることができない。 （1） <u>成年被後見人又は被保佐人</u> （2） <u>禁こ</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、 <u>又は</u> その執行を受けることがなくなるまでの者 （3） 第6条の規定により <u>免職</u> の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 （4） （略） （分限）
第5条 任命権者は、団員が次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する場合においてはこれを降任し、又は免職することができる。 （1）～（4）（略）	第5条 任命権者は、団員が次の各号の <u>1に</u> 該当する場合においてはこれを降任し、又は免職することができる。 （1）～（4）（略）
2 団員は、次の各号の <u>いずれかに</u> 該当するに至ったときは、その身分を失う。 （1） <u>前条第2号</u> を除く各号の <u>いずれかに</u> 該当するに至ったとき。 （2） （略） （懲戒）	2 団員は、次の各号の <u>1に</u> 該当するに至ったときは、その身分を失う。 （1） <u>前条第3号</u> を除く各号の <u>1に</u> 該当するに至ったとき。 （2） （略） （懲戒）
第6条 任命権者は、団員が次の各号の <u>いずれかに</u> 該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。 （1）～（3）（略）	第6条 任命権者は、団員が次の各号の <u>1に</u> 該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。 （1）～（3）（略）
2 （略）	2 （略）
第7条～第15条（略）	第7条～第15条（略）

議第56号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第12号）の公布に伴い、手数料の改定を行う。

【改正内容】

消防法（昭和23年法律第186号）で規定している浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請の審査に係る手数料の額を見直すための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和元年10月1日とする。

【新旧対照表】

新				旧			
本則（略） 別表（第2条関係）				本則（略） 別表（第2条関係）			
事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額	事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額
1～8 （略）	（略）	（略）	（略）	1～8 （略）	（略）	（略）	（略）
9 消防 法（昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 （略）	（略）	（略）	9 消防 法（昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 （略）	（略）	（略）
	2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	危険物製造所設置許可申請手数料	ア～エ（略） オ 指定数量の倍数が200を超えるもの 92,000円	2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	危険物製造所設置許可申請手数料	ア～エ（略） オ 指定数量の倍数が200を超えるもの 92,000円
	3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	危険物貯蔵所設置許可申請手数料	ア～エ（略） オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(2) (略) (3) 貯蔵最大数量が		3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	危険物貯蔵所設置許可申請手数料	ア～エ（略） オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(2) (略) (3) 貯蔵最大数量が

			1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの 159万円 (4) 貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの 195万円 (5) 貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの 227万円 (6)～(8) (略) カ～シ (略)				1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの 158万円 (4) 貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの 194万円 (5) 貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの 226万円 (6)～(8) (略) カ～シ (略)
	4 法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	危険物取扱所設置許可申請手数料	ア 給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 52,000円 イ～カ (略)		4 法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	危険物取扱所設置許可申請手数料	ア 給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 52,000円 イ～カ (略)
	5～18 (略)	(略)	(略)		5～18 (略)	(略)	(略)
10～15 (略)	(略)	(略)	(略)		10～15 (略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			

議第57号 東濃農業共済事務組合同規約の変更について

【制定趣旨】

東濃農業共済事務組合が解散した場合の事務の承継団体を規約に明記する。

【改正内容】

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第218条の2の規定により、組合が解散した場合の事務の承継団体を規約に明記するための所要の改正

【施行日】

本規約の施行日は、岐阜県知事の許可のあった日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第14条（略） <u>（解散した場合の事務の承継）</u>	第1条～第14条（略）
第15条 組合が解散した場合には、中津川市 が事務を承継する。	

議第59号 東濃農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

財 産 明 細

項 目	数量・面積等
有形固定資産：印刷室	41.30㎡
有形固定資産：事務所増築	38.60㎡
有形固定資産：事務所改修	414.08㎡
有形固定資産：事務所	231.66㎡
有形固定資産：倉庫	57.24㎡
有形固定資産：土地	234.70㎡
拠出金：農林漁業信用基金	4,803,927円
無形固定資産：電話加入権	5回線
積水タンク	1台
動力噴霧器	4台
シュレッダー	1台
金庫	1台
耐火キャビネット	1台
アンプ	1台
その他事務物品	1式



議第62号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	い さ じ や す と し 伊 佐 治 康 利
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	神職
学歴	県立土岐商業高等学校 卒業
経歴	昭和41年 4月 瑞浪陶磁器工業(協) 勤務 平成元年 12月 瑞浪陶磁器工業(協) 退職 平成2年 1月 カネスズセラミック(株) 勤務 平成4年 7月 カネスズセラミック(株) 退職 平成4年 8月 桐井陶器産業(株) 勤務 平成15年 9月 桐井陶器産業(株) 退職 平成15年 10月 (株)阿部陶器 勤務 平成20年 6月 八幡神社宮司 就任 平成24年 10月 日吉神社宮司 就任 平成24年 12月 (株)阿部陶器 退職 現在に至る
備考	平成28年 10月 人権擁護委員(1期目) 現在に至る

議第63号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	あ だち ひろ ふみ 足 立 弘 文
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	無職
学歴	順天堂大学体育学部 卒業
経歴	昭和52年4月 岐阜県公立学校教員 奉職 平成19年4月 多治見市立共栄小学校 校長 平成21年4月 瑞浪市教育委員会事務局次長兼学校教育課長 平成23年4月 瑞浪市立瑞浪中学校 校長 平成25年4月 瑞浪市立瑞浪小学校 校長 平成27年3月 岐阜県公立学校教員 退職 平成27年4月 瑞浪市教育委員会学校教育課適応指導教室室長 平成29年4月 瑞浪市教育委員会社会教育課中央公民館館長 平成31年3月 瑞浪市教育委員会社会教育課中央公民館館長 退職 現在に至る
備考	新任

議第64号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	きた はら じょう すけ 北 原 讓 介
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	無職
学歴	国土館大学文学部教育学科 卒業
経歴	昭和52年4月 岐阜県公立学校教員 奉職 平成18年4月 大垣市立一之瀬小学校 校長 平成21年4月 瑞浪市立稲津小学校 校長 平成25年4月 瑞浪市立土岐小学校 校長 平成27年3月 岐阜県公立学校教員 退職 平成27年4月 岐阜県教育委員会中学校非常勤講師 採用 平成31年3月 岐阜県教育委員会中学校非常勤講師 退職 現在に至る
備考	新任

議第65号 瑞浪市教育長の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	やま だ ゆき お 山 田 幸 男
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	無職
学歴	名古屋大学教育学部教育学科 卒業
経歴	昭和51年 4月 岐阜県公立学校教員 奉職 平成18年 4月 多治見市立多治見中学校 校長 平成19年 4月 東濃教育事務所教育支援課長 平成20年 4月 東濃教育事務所学校職員課長 平成21年 4月 東濃教育事務所長 平成22年 4月 瑞浪市立瑞浪小学校 校長 平成25年 3月 岐阜県公立学校教員 退職 平成27年10月 瑞浪市教育委員会委員 現在に至る
備考	新任

議第66号 瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

## 略 歴

(ふりがな) 氏 名	は しば まこと 羽 柴 誠
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	無職
学 歴	名古屋大学工学部化学工学科 卒業
経 歴	昭和55年4月 岐阜県公立学校教員 奉職 平成23年4月 瑞浪市教育委員会事務局次長 兼 学校教育課長 兼 瑞浪市教育研究所長 平成25年4月 瑞浪市立瑞浪中学校 校長 平成27年4月 瑞浪市立瑞浪小学校 校長 平成30年3月 岐阜県公立学校教員 退職 平成30年4月 瑞浪市社会教育委員 現在に至る
備 考	新任